

都島区要支援妊婦への訪問等支援業務会計年度任用職員要綱

制定 令和 1 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、都島区要支援妊婦への訪問等支援業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第 2 条 会計年度任用職員の選考は、第 4 条に規定する業務を遂行するに必要な知識及び能力を有する者（保健師又は保育士等）のうちから、次の内容を総合的に勘案して任用する。

- ① 筆記試験
- ② 面接試験

(任用期間)

第 3 条 会計年度任用職員の任用期間は 1 年以内とし、任用期間の終了日は毎年 3 月 31 日とする。

2 必要と認める場合に限り、前年度までの勤務実績等を総合的に勘案し、2 回までは再度の任用ができる。

(業務内容)

第 4 条 会計年度任用職員は、保健師による家庭訪問への同行等を行い、支援が必要な妊婦の状況を把握するために都島区役所保健福祉課（こども教育）に配置する。

2 会計年度任用職員は、こども教育担当課長の監督を受けて、概ね次の職務に従事する。

- (1) 支援が必要な妊婦の保健師による家庭訪問への同行
- (2) 支援が必要な妊婦への家庭訪問や電話相談及び情報提供
- (3) 潜在している支援が必要な妊婦へのアプローチ
- (4) 地域の関係機関との連絡・調整
- (5) 児童虐待にかかる保護者の対応

(勤務)

第 5 条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

(1) 勤務日数

1 日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日

(2) 勤務時間

午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分

(3) 休憩時間

45 分

(その他)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、区長が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する会計年度任用職員の選考、その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。